

明治初年の「皇親」論議

—— 梧陰文庫所蔵「皇親」の紹介と翻刻 ——

島 善 高

一 まえがき

大宝養老の継嗣令によれば、天皇の兄弟姉妹・子女は生まれながらにして親王・内親王、それ以外すなわち天皇の孫や曾孫は王・女王となし、親王から五世は王名は得るが皇親の限りではなかった。その後、天皇の兄弟や皇子でない者（つまり諸王）が天皇になることがあって、即位後に自分の兄弟姉妹や子女を新しく親王・内親王にするという「親王宣下」の慣例ができた。しかも、平安時代になると、たとえ天皇の実の兄弟姉妹や子女であっても親王宣下を蒙らなければ親王・内親王とはならないという慣例が生じた。また鎌倉時代以降には、代々宮号を蒙って世襲する「世襲親王家」というのが出来、江戸時代にはそのうち伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮が四親王家と称され、宮家の継承者は歴代天皇や上皇の養子もしくは猶子となって親王宣下を蒙った。この四親王家はいわゆる「皇統御扣ノ御家」（明治十二年十一月十五日宮内卿徳大寺実則の上申文中の句）とされ、然るべき皇位継承者がいない場合にはこ

の親王家の中から出すことにされていた。

ところで、幕末になると出家していた親王方が復飾してきて、明治初年には四親王家以外にも多くの宮家が新しく存在することになった。そこで新政府は慶応四年に、皇兄弟皇子を皆親王とし、皇兄弟皇子以外を諸王とし、親王より五世は王名を得ることができが皇親の限りではないと定め、同時に、伏見宮と有栖川宮は嫡子は是迄の通り天皇の養子として親王宣下を行い、閑院宮は嫡子相続の節には是迄の通り養子とし親王宣下があり、賀陽宮・山階宮・聖護院宮・仁和寺宮・華頂宮・梶井宮は親王宣下をした後であるから本人一代は親王とするが、これまで通り嫡子以下は賜姓列臣籍とし、照高院宮は聖護院宮の子として相続をさせるが、嫡子以下は姓を賜って臣籍に列するとした。また明治二年六月に公卿・諸侯の称谓を廃して華族と称することになったが、これに対応して明治三年十二月、四親王家の他に新たに作り建てられた親王家は二代目より姓を賜って華族に列することにし、皇親の範囲を限定した。

そして、明治八年一月十八日に皇子女誕生関係の諸式が定められ、その中に

一、皇子皇女親王内親王字義ニ別意ナシト雖トモ、先規ニ任セ親王宣下ノ式アリテ然ルヘシ、但シ嫡出ノ皇子女ハ命名ノ即日親王宣下、庶出ノ皇子女ハ百日或ハ滿一年等ニ於テ叡慮ヲ以テ親王宣下アルヘキ規則ニ定メラレ、之ニ依テ以テ嫡庶ノ別ヲ立ラルヘシ、

一、皇后御養子ノ儀ハ尤重大ノ事ニテ、既ニ御養子タル上ハ真ノ嫡出ノ皇子ト看做ヘキ事ニテ、次テ真ノ嫡出ノ皇子降誕アリトモ前ノ御養子ヲハ再ヒ庶出ト為スヘカラス、上古ヨリノ旧例ヲ案スルニ、皇位繼承ノ法長幼ノ序ヨリモ嫡庶ノ別ヲ重セラル、国体ナレハ、後來嫡出ノ皇子降誕ノ目途ナキ時ニアラサレハ容易ニ御養子ニ定メラル、事コレアルヘカラス、庶出ノ皇子ト雖トモ皇胤勿論ナレハ、嫡出ノ皇子在サ、ル時ニ臨テ長幼ノ順序ニ任セ

皇后ノ御養子トシテ嫡出ニ定メラル、トモ更ニ遅キニアルヘカラス、

一、各国ニ布告スル事及ヒ海陸軍ニ於テ祝砲ノ式ヲ行フ事ハ嫡出ノ皇子降誕ノ節及ヒ皇后ノ御養子確定ノ節又皇太子ニ立ラル、節トニ限リテ、自余ノ皇子女降誕ノ節ハ各国布告及祝砲式ヲ行フニ及フヘカラス、

一、嫡庶ノ分ニ随ヒ男女ノ別ニ依リ自ラ差等之レアルヘキ儀式上ノ事ハ、凡テ式部寮ヨリ勸進ノ事、

とあるように、嫡出皇子女は降誕後七日に行う命名の儀に続いて親王宣下を行うとし、庶出の皇子女は誕生後百日或いは満一年に親王宣下を行うとするなど、従来の親王宣下に若干の改正を行い、嫡子と庶子との区別を厳格に立てた。

このように、明治初年以來、皇族制度も徐々に改変せられたが、いまだ四親王家は存続が認められ、親王宣下それ自体にも手がつけられず、皇后養子の制度も旧来のまま残されていた。しかも、一代限りとされた筈の新立親王家についても、明治五年に北白川宮（照高院宮を明治三年に改称）智成親王薨後を兄の能久王に継がせ、明治九年には華頂宮博経親王の王子博厚王を特旨を以て皇族に列するなど、その改革は容易に行われたのではなかった。

右に述べたような事柄は、既に宮内庁によって編纂された『明治天皇紀』や『皇室制度史料』（共に吉川弘文館刊）、それに高久嶺之介氏の「近代皇族の権威集団化過程」（『社会科学』二七、二八号所収）などで明らかにされているのであって、周知に属することであるが、この当時の政府や宮内庁が一体どのような姿勢で皇族制度改革に臨んでいたのか、その議論の細部についてはまだ不明な点が多い。幸い、国学院大学図書館所蔵梧陰文庫には「皇親」（架蔵番号B八四）と題する冊子があって、この当時の皇族制度についての議論の一端を窺うことができる。そこで本稿ではこれを紹介したが翻刻し、この当時の皇族制度改革の動きを知るための足掛かりとしたいと思う。

(附記) 本稿は、平成四年度文部省科学研究費補助金(一般C)及び早稲田大学特定課題研究助成費の援助による研究成果の一部である。また、貴重な史料の翻刻を快く許可せられた国学院大学図書館のご高配にも感謝申上げる。

二 「皇親」の年代

「皇親」は太政官十三行野紙墨付三十丁に及ぶ大部なもので、井上毅の自筆と思われる「皇親」の表題が付してある。そして発言順に列挙すれば、小河一敏(一八二三—一八八六)、徳大寺実則(一八三九—一九一九)、香川敬三(一八三九—一九一五)、近藤芳樹(一八〇一—一八八〇)、谷森善臣(一八一七—一九一一)、井上毅(一八四三—一八九五)、万里小路博房(一八二四—一八八四)の七名が「皇親」について議論したものであるが、残念ながら、何時何処でこの論議が行われ、また誰が筆写したのかは何も記されていない。

けれども、議論の中に「親王宣下有無ノ御下議」なる一文があるから、誰からかは不明であるが、「親王宣下」について議論せよとの下命が右七名に対してあり、それによってこの議論が行われたものであることが知られる。更に、小河一敏が「降誕七日ニシテ御名ヲ命セラレタルハ薫子女王ヲ以テ始トス」と述べているが、薫子女王とは権典侍柳原愛子が明治八年一月二十一日に産んだ第二皇女であり、その命名は明治八年一月二十七日であるので、この議論が行われたのがこれ以降であることも容易に知られる。

ところで、この「皇親」論議の年代を更に限定する上で重要な拠り所となるものは、小河が
羽羽近藤両氏ノ建議ノ如ク親王内親王ハ宣下ヲ待スシテ称セラルヘキヲハ申スモ更ナリ

と言っている箇所である。すなわち、この論議よりも前に福羽美静と近藤芳樹が親王内親王に対する宣下は不要であると建議しているというのであるから、「皇親」論議は福羽近藤両名の建議以後であることも明らかである。それでは福羽近藤の建議とはどのようなものであるのかという点、幸いこれら建議と覚しきものが梧陰文庫に二種類架蔵されている。その一つは「親王・内親王考案二則」(B四一)と題するものであり、それには

考案二則

親王 内親王

謹テ故実ヲ檢スルニ、親王ノ号、日本紀天武天皇ノ四年ニ、親王諸王及諸臣トアルヲ以テ始トス、然レ臣紀ノ巻尾ニ至ル迄、御名ヲ指シイフ時ハ、或ハ大津皇子、或ハ高市皇子ト称シテ、イマタ大津親王、高市親王ト称セシ事ハ无カリキ、是イカントナレハ、親王即チ皇子トイフニ同シク、親王主上ノ実ノ御子ニテ、御親ミノ殊ナルヨリ添ヒタル字ナルガ故ニ、統日本紀ニ至テ、文武天皇四年ノ件ニ、淨大参刑部親王トミエテ、コレ国史ニ皇子ヲ某親王トカケル始メナレ臣、其後トイヘ臣、皇子トカケル所モ多ク、偏ヘニ親王トノミイヘリシニハアラス、マタ日本紀ニハ女御子ヲハ、ミナ皇女トアリ、皇女ヲハ内親王ト称ス、統紀同帝ノ慶雲三年ノ件ニ、四品多紀内親王トミユ、是ヨリサキ、大宝ノ令条ニ、親王諸王、マタ内親王女王ト名目ヲ別チ玉ヒシヨリ、オノヅカラ年ヲ經ルニ随ヒ、漸々ニ皇子ト唱フル事廢シテ、親王トノミ唱フルヤウニハナレリト思ハル、故ニ令条ニ於テ、親王宣下ノ事ハナシ、然レ臣諸王ヲ親王ニ陞セ玉フ時ハ、必ス宣下アリ、其宣下ニテ親王ニシタマヒシ例ハ、白壁王ハ、施基皇子ノ御子ニテ、始メ從三位大納言ニ任叙シ玉ヒシ諸王ナルガ、称徳天皇、女帝ニテ御子オハシマサヌニヨリ、六十二歳ニテ入テ大統ヲ継セ玉ヘリ、コレヲ光仁天皇トイフ、コノ時湯原親王、榎井親王ナド、ミナ光

仁ノ御弟ナルユエニ、同シ諸王ナリシガ、御兄ノ天皇ニ引レテ、親王ニナリ玉ヘル、コレ諸王ヲ親王ニシタマヘル始ニテ、必ス宣下アリシナルベシ、マタ時康親王モ、陽成天皇ノ崩後、元慶八年ニ、五十一歳ニテ入テ大統ヲ継セ玉ヘリ、コレヲ光孝天皇トイフ、コレハ仁明天皇ノ御子ニテ、モトヨリノ親王ナレド、其御子是忠親王、是貞親王ノ如キハ、ミナ光孝ノ親王ニテオハシマシ、ホドノ御子ニテ、始メハ諸王ナリシカバ、光孝御即位ノ後、寛平三年ニ、共ニ親王トナリ玉ヒタレハ、是マタ宣下アリシ事疑ヒナシ、カクノ如ク、始メ諸王ニテオハシマス御方ヲ、陞セテ親王トシタマフ時ハ、宣下アルベキ理ナレド、モトヨリ天皇ノマコトノ御子ニテオハシマス御方ハ、皇子トイフモ、親王トイフモ、其字コソ異ナレ、ソノ唱ヘハ同ジクミコナレハ、宣下トイフ事アルベキニアラズ、仍テ思フニ、コノ宣下ハ、前件ノ御二代ヨリ起リテ、皇国ノ風儀、何事モ旧慣ヲ改メサル習ハシナルユエニ、理ノ当否ヲモ勘ヘズ、此二代ヲ例トシテ行ヒ来レルナルベシ、サレハ親王宣下ノ式ハ、諸王ヲ親王トナシ玉フ時ノ外、天皇ノ実ノ御子ニハ、用キ玉フマシキ御事歟、

近藤芳樹

とある。近藤はこの中で、親王及び内親王の故実を検討し、

サレバ親王宣下ノ式ハ、諸王ヲ親王トナシ玉フ時ノ外、天皇ノ実ノ御子ニハ、用キ玉フマシキ御事歟

と結論している。ただし、親王宣下は、光仁天皇よりも前に淳仁天皇が即位の翌年に行ったのが最初で、近藤の考証は誤りであるが、そのことは後掲の「皇親」でも小河が指摘している通りである。いま一つは「親王内親王考」(B一一六)と題するものであって、これには慶応四年閏四月の親王及び宮家に関する達、「親王内親王」の名義についての考証、そして右「考案二則」と同内容の近藤の意見、それに福羽美静の「考按」が記されている。慶応四年の達

の文は、冒頭に言及した親王諸王それに宮家の範囲を定めたものであるから引用は省略するとして、次の「親王内親王」の名義についての考証は

親王 内親王

日本紀ニハ、男御子ヲハミナ皇子トアリ、マタ王トモアリ、文字ニ拘ハラズ、日本紀ノウチニテ、天武紀四年ノ件ニ、親王諸王及諸臣云々、ト始メテミエタレハ、天武ノ御世ヨリ、親王ノ号ハ親マレリ、ソノ後同紀十年ノ件ニ、親王諸王、引入内安殿、トミエテ、コレヨリ後ハ、親王諸王トツ、ケテ書ケル処、イト多シ、サレハイマタ皇子ヲマサシク親王ト唱ヘシ事ハナクテ、ミナ大津ノ皇子、高市ノ皇子ナト、称シテ、大津親王、高市親王ナト、ハ称セサリシトオモハル、要スル所、日本紀ニ親王トアルハ、主上ニ親シキ王ト云コトニテ、イマタソノ人名目ニテハアラサリシナリ、ソノ後統日本紀ニ至テ、文武天皇四年ノ件ニ、浄大參刑部親王トアリ、コレ皇子ヲ親王トイヘル親メナリ、マタ日本紀ニハ、女御子ヲハ、ミナ皇女トアリ、皇子ヲ親王トイフヨリ、皇女ヲ内親王トイヘルコト、当然ナレハ、御女儀ハ、御事業ノ史ニ載スヘキコト少ナキユエニ、ヤ、後ニナリテ、統日本紀同帝ノ慶雲三年ニ、四品多紀内親王ト載セタリ、コレ親メナルヘシ、コレヨリサキ、大宝ノ令条ニ、親王、内親王トアレハ、勿論皇子ヲ親王、皇女ヲ内親王トイフコト、文武ノ御代ヨリハ、定制ニナレリ、

という文章である。この文章が誰の手になるものか何の識語もないが、その内容からみて、近藤芳樹のものであるとみて間違ひなからう。そして「謹テ故実ヲ檢スルニ」云々の文章の後に福羽の「考按」があるが、これには

考 按

自今皇子皇女ハ親王宣下ニ不及即親王内親王ト被称可然事

別紙添

とあつて、結論のみが先ず記され、その後別紙に日本書紀以下の史書や律令から関連記事が抜き書きされている。

故に、「皇親」論議が行われる前に、近藤や福羽が親王宣下廃止の建議をしていたことが知られるが、残念ながらこれらにも建議の年次が記されていない。しかし、これまた幸いなことに、近藤芳樹の日記が残されていて（国学院大学日本文化研究所蔵影写本）、近藤が親王内親王の件を取り調べた期日が特定できる。すなわち同日記の明治九年二月八日条に

今日親王内親王ノ「ヲ書出スヘキ由ニテ考証ヲ本省ヘ出ス

と見えており、当時宮内省皇学御用掛であつた近藤に対して「親王内親王ノ「」を調査せよと命じられたことが知られるのである。従つて、この日近藤が宮内省に提出した「親王内親王ノ「」についての考証とは、右に引用した「親王内親王考案二則」もしくは「親王内親王」のいずれかであろう。そうとすれば、「皇親」論議が行われたのは明治九年二月八日以降であらねばならず、また皇子女の親王宣下が廃止された明治九年五月三十日以前（後述参照）の間ということになる。そして、「皇親」論議の時期が右のように限定できるとすれば、論議を行った人たちの地位も限定できよう。今、明治九年四月の官員録その他によつて彼らの地位を示すと、徳大寺は正二位宮内卿、香川は従五位宮内大丞、近藤は宮内省御用掛、谷森は正七位修史局三等撰、井上は正六位二等法制官、万里小路は正三位宮内大輔である。但し小河がこの時点でどのような地位にいたのか不明であるが、明治八年九月の官員録によれば、小河は正

院七等出仕で、しかも同じ正院の五等出仕に井上が、七等出仕に谷森が名前を連ねているので、小河・井上・谷森の三名は正院でつながりがあったことが知られる。然りとすれば、この「皇親」論議は宮内省一局のみの論議ではなく、明治政府の論議であったと推測されよう。

なお、近藤の日記の明治九年三月十日条には

今日皇后妃嬪等ノ御誕生皇子ノ一件見込書本省へ遣ス

とあって、近藤が「皇后妃嬪等ノ御誕生皇子ノ一件見込書」を宮内省に提出しているが、この日に近藤が提出したものがどのような内容のものかは定かではない。

三 「皇親」の価値

さて、「皇親」論議のテーマは親王宣下有無についてであるけれども、一読して明らかなように、単に親王宣下のみならず、後宮のこと、養子猶子のこと、宮号のこと、外国との関係、法典編纂との関係、皇子女命名のこと、外戚のこと、皇太后的こと、院号のこと、准后のこと、追尊のこと、そして皇統のことなど、親王宣下に関わる実に多方面の問題に論及されている。これらの諸問題のうち、特に興味深いのは、小河がこの論議の口火を後宮の制度から切っている点である。すなわち、小河は後宮職員令に「妃二員四品以上夫人三員三位以上嬪四人五位以上」とあるのに倣って、天皇の配偶者は皇后と妃と嬪とに定められるべしと指摘し、「典侍掌侍等ノ寝御ニ侍シ皇子女ヲ育スヘキハ皆嬪ト改メラルヘシ、嬪ハ員数ヲ定メラレサルヘシ、嬪ノ所生ノ皇子宝祚ヲ踐玉ハ、其嬪ヲ準后トセラルヘシ、(中

略) 右ノ如キ格ニナルトキハ庶子ヲ正后ノ御養子トナサル、ニ及ハス、モシ嬪ヲ置レシテ名義不正ノ御子ヲ皇后ノ御養子トナサレテ典法ニモトルナリ」と主張している。確かにこの小河の主張は一理あることである。典侍や掌侍は本来女官であつて天皇の配偶者ではなく、天皇皇后の世話をするという任務を帯びているからである。そのような正親の配偶者ではない女官が「名義不正」で「典法ニモトル」皇胤を宿すから皇后養子などの問題も起こるのである。けれども、現実問題として、既に明治天皇には皇后一条美子以外に寝御に侍る女官がおり、権典侍の葉室光子、橋本夏子、柳原愛子らは皇子女を産んでいたから、小河の主張通りになるのは難しい。徳大寺や香川が妃嬪官設置は適当でないとは反対しているのも当然である。そもそも皇后養子の制度や親王家の存在が名分に合わないことであるとわかつていても、なかなか改められなかつたのは、皇后に然るべき皇胤が宿らず、皇統が絶える恐れがあつたからである。しかも権典侍らが産んだ皇子女も早逝することが多かつたから、皇位継承者を得る為の手段としての養子制度や親王家の存在を一挙になくすというわけにはゆかなかつたのであろう。香川が「侍御ノ局ハ位階ノミ賜リ、何位ノ局ト相称シ、非役ノ方可然、妃嬪官御設置ノ儀ハ不可然存候事」と述べているように、侍御の局は非役として位のみを与えらるという現実路線が暫く続き、また庶子の処遇も香川が「庶出ノ皇子皇太子ニ立サセ玉フ時ハ皇后ノ御養子ト為シ」と述べている通りに進展し、権典侍柳原愛子が産んだ第三皇子嘉仁親王(後の大正天皇)も明治二十年八月三十一日に皇后の実子としたほどである。因みに嘉仁親王を皇后の実子とすることは各皇族に通知されただけで、官報にも登載されないことにされた(『皇室法規類聚』及び『皇室制度史料、皇族、一』による)。

次になるほどと思うのは、旧来の皇親の制度が「外各国ニ対シテ不都合」であり、「内諸法編纂ノ障害」となるとの観点からも論じられている点である。明治の日本が近代化するためには、まず西洋流の法制度を導入する必要がある

ったが、そのためには西洋流の親族法や相続法も当然考慮されねばならない。とすれば、親王宣下の問題もこれを西洋的な観点から捉えなければならぬ。「皇親」には誰の発言か明示されていないが、「外国ノ法多クハ帝家ト国家トヲ区分ス」云々の一文があり、皇親の問題を財産相続法の面から分析し、また姻族外族と「皇親」との関係を親族法の面から論じるというように、外国法と辻褃が合うようにしたいとの配慮があった。明治初年以來、フランス民法に模してわが国でも民法を編纂しようという動きがあったことは周知の事実であり、明治五年には左院で、わが国の習慣であつた家督相続法とフランスの財産相続法との折衷案が起草された。そして左院が明治八年四月に廃止されると、司法省で民法編纂が行われることになり、明治九年六月から編纂に着手された。一方、太政官法制局でも相続法についての議論が行われており、法制官であつた井上毅も、明治九年四月九日に「嫡庶考」、同六月頃には「財産相続意見案」、「相続法意見案」、「嫡長弁」、「家名相続意見案」、「相続法剰案」を、そして同年七月には「廃戸婚律意見案」を認めている。井上は右の「嫡長弁」の中で、わが国習慣の「一子相続ヲ許スニ於テハ其一子トイヘル者ヲ予定セザルベカラズ」、「果シテ衆子中ニ於テ相続ノ一子ヲ撰定セントナラハ、第一嫡庶ノ分、第二長幼ノ序、第三実養ノ別ヲ嚴ニセザルベカラズ」と指摘し、そして「第三実養ノ別ハ歐洲ニテ之ヲ分ツ事最モ嚴ナリ」と述べ、歐洲に倣つて実子と養子との區別を嚴格にする必要があると主張している。また「家名相続意見案」に於いては、相続にはわが国の慣習たる家名相続と、歐洲で精神としてゐる財産相続との兩種があり、家名相続には「一人一丁ノ独立ヲ妨ケ、其他種々ノ不便」があるという弊害があるけれども、「我國、家名相続ノ慣習ハ由テ來ル所已ニ久シク、上下人民ノ脳髓ニ浸染シ、一朝ニシテ俄カニ改革スベキニアラズ」と言い、結局、家名相続の中の甚だしい弊害を除去して、「一家ヲ廃スルノ自由」「相続ヲ辭スルノ自由」「財産分配ノ自由」「別居分家ノ自由」など歐洲の制度を取り入れる

ようにしたらよいと提案している。太政官法制局には明治八年九月からフランス人ボアソナードが雇われており、法律上の質問に答えているから、井上もボアソナードからフランス民法についていろいろ教わったに相違ない。井上の「嫡長弁」や「家名相統意見案」は、ここで問題にしている「皇親」論議よりも一月ほど後のことではあるが、このような民法編纂の雰囲気の中で「皇親」論議も行われたのである。すなわち当時の法制局では、わが国の慣習である家名相統と西洋で主流となっている財産相統とのいづれをわが国の新たな相統法に採用するか、或いは両者を如何にして融合せしめるかということに頭を悩ましていたのであった。従って、皇族制度を議論するについても、民法編纂と同様、絶えず西洋の制度が顧慮されたのであった。

さて、「皇親」論議で直ちに現実化されたのは皇子女の親王宣下廃止のみであって、明治九年五月三十日に

皇子女御降誕ノ節ハ自今宣下ニ及ハス直ニ親王内親王ト称セラルヘク被仰出候条此旨布告候事

との布告が出された。『明治天皇紀』は、この皇子女の親王宣下廃止について

客歳一月、皇子・皇女誕生の際に於ける諸式制定せられ、其の第十三条に嫡出の皇子・皇女は命名の即日親王宣下あり、庶出の皇子・皇女は百日或は満一年に勅慮を以て親王宣下あるべしと定めたり、然るに宮内卿徳大寺実則、親王宣下は中古以来の制にして、皇胤に遠き諸王子を御猶子・御養子に爲したまふに當りて行はせられしに起因すとの説に由り、今年薰子皇女の満一年に當りて此の第十三条を削除し、嫡庶共に命名の即日親王・内親王と称し、以て往古の制に復すべしとの議を太政大臣に上申す、乃ち勅して、皇子・皇女誕生の節は、自今宣下を用ゐず、直に親王・内親王と称せしめたまふ、是の日、之れを公布す、

と記している。このように、この「皇親」論議のもたらした当面の効果はわずかであったが、それは「皇親」の中で

も

現時養子ノ制猶未タ確定セス、故ニ先ツ古来ノ慣法ト旧政府ノ制度トヲ酌量シテ追々御達ノ旨モ有之ト雖也、其為メ相統上ノ不都合相生シ亦収拾スヘカラサル勢アルニ至ラントス、是慣習旧制ノ養子方法既ニ改正セサルヘカラサルノ時ナレハ、先ツ帝家親級ノ制度ニ於テ右区別着手有之可然、然ル時ハ自然世襲親王家ヲモ(御直キ宮ノ外)皇親外ノ王族トセサセラル、ノ御旨意ニ適シ、各国ニ対セラレテモ不都合ナキノ良制ナランカ、

と指摘されているように、まだ民法典も編纂途中で、従って養子制度についても確定していない状況であるから、最も守旧的な皇族制度がすぐに改められる筈もなかったからである。しかし、この「皇親」論議に参加した井上の手元にこの史料が保存され、そして井上が皇室典範を起草する段になってこの論議が参考にされたことは疑いないことであり、「皇親」論議で提起されたさまざまな問題点が井上の手によって決着をつけられることになるのである。

明治初年以來の皇族制度がどのような意図の下にどのようにして変遷してきたのかは、史料の制約もあって、一般には明かでない点が多い。そのような状況の中で「皇親」は、宮内省や政府の役人が具体的に問題点を指摘し、率直に意見を述べて議論しているだけに、貴重な資料であると言わねばならない。

なお、「皇親」には文章がやや曖昧な箇所や誰の発言か不明の部分も数箇所あるが、それらの説明は他日を期することにした。また翻刻に際しては適宜読点を施し、字体も通行のものに改めた。なお、行頭の丸印は朱筆、文中の丸印は墨筆であり、また随所に朱点が施こされているが、一々翻刻するのは省略した。

四 「皇親」の翻刻

皇親

一 敏云、後宮職制ノ事、皇子女親王宣下ノ有無ヲ論スルヨリシテ御所生ノコトニ及ヒ、後宮ノサマヲ云トキハ皇后ヨリスベシ、

一 敏云、後宮ノ稱謂ヲ按スルニ、古事記ハ嫡后太后ノ字ハ有レレ立后ノコトヲノセズ、娶某命生御子トノミアリ嫡后太后ニホキサキト訓ス、正后ノ謂ナリ、上古ハ后妃ヲ概シテキサキト稱ヘタルコトシ、日本書紀皇后ト有テヨリ今ニ至ル迄正后ニ此字ヲ用ヒ来ルニ、其始ハ何ノ代ナ

リヤ不詳、但上古ヨリ其姓ヲ選ハレ、皇后ハ皆皇親ノ遠カラサルコソ多ケレ、臣列ノ家ヨリメサレタルハ初ハ夫人ニテ、後ニ皇后ニ進ミ贈号モ亦然リ夫人ノ稱止テヨリ後ハ女御ヨリ進マセラル、ハ今ニ至ルマテノ例ナリ、只内親王ノミ直チニ皇后ニ立玉ヘリ、

東宮ノ妃ノ早ク卒シタルヲ、即位ノ後皇后ヲ贈ラレタルモ間々アリ、又庶出ノ皇子即位ニテ前帝猶現在シ玉ヘハ、御子ヨリ御生母ヲ皇后ト尊ハレタルモアリ、又内親王ニハ天皇ノ準母トナリテハ、後宮ニイラスシテ皇后ト稱セラル、モアリ、今皆略之、中宮ノ稱イツレノ代ニ始ルヲシラス、日本史曰、中宮之号、古称大皇太后皇太后皇后三宮、而中葉以還独為皇后別称云々、職官志云、中宮東宮皆不斥尊而称所居辞爾、二書ノ考按ハアタレリト云ヘシ、倭中世皇后中宮並ヒ置レタルモ多ク、時世ニヨリソノサマノフリ有レレ、爰ニ旨トスル所ニアラサレハ其弁ヲ略ス、皇后ノ外更ニ別称トシテ立ラルヘキニハアラサルナリ、

日本書紀ニ正后元妃皇夫人夫人嬪等ノ称アリ、支那籍皇国ニ入テヨリツギ支那風ノヲ移サレタル後ノサマヲ、舍人親王ハ前代ニ及ホサレテ如斯記サレタルナリ其稱謂ニ就テ夫々ノ考ヘハ妾ニ略ス故ニ今ハ大宝令以後ノ例ヲ挙ク、大宝令云、妃二員四品以上、夫人三員四位以上、嬪四人五位以上トアリ、嬪ハ聖武朝ヨリ後ニ其稱ヲ見ス、妃夫人ノ員モ令ノ如クニハ見エサレト、此二職ハ置レ、扱桓武ノ朝女御更衣ヲ置レテヨリ妃夫人女御更衣交在テ、淳和ノ朝ヨリコノ方妃夫人ノ稱ヲ見ス、女御更衣ハ数多置レタルニ、更衣ハ鳥羽ノ朝ニ在テヨリ後其稱ヲ見ス、女御モ漸ク減シ、二条朝ノ頃ヨリハ遂ニ皇后ニ立玉フサマナリ、後陽成朝以後女御ノ接待殊ニ重クナレリト雖氏猶大典侍ノ次ニ立玉フナリ、右ヲ準拠トシテ後宮ノ制ヲ案スルニ、

天子ハ后妃嬪トシ、夫人女御更衣ノ名ヲ廃ス、親王ハ妃妾トシ御息所家女房ノ名ヲ廃ス、

諸王諸臣ハ室妾又ハ妻妾トス、令ニノセタル妃ハ内親王ニ限レト今是ヲ改メ、綏要ニイヘル貴次于后者曰妃ノ字義ニヨリ従三位以上トシ、皇后ニ立セラルヘキヲ先ツ妃トナシテ入宮セシメラレ、女徳弥備リ玉フヲ見テ後皇后ニ立ラルヘシ、是皇后ヲ重クセラレ且臣下ヨリ直チニ皇后ニ立玉ハサル古来ヨリ今日マテノ風ヲ猶モ後世ニ存スルナリ、万世ノ後内親王ノ入宮シ玉フアラハ直ニ皇后タルヲ先蹤ノ如クナルヘシ、嬪ハ令ノマ、ニ従五位以上トスヘシ、初ヨリ嬪タルモ有ヘシ、又モシ典侍掌侍等ノ寢御ニ侍シ、皇子女ヲ育スヘキハ皆嬪ト改メラルヘシ、嬪ハ員数ヲ定メラレサルヘシ、嬪ノ所生ノ皇子宝祚ヲ踐玉ハ、其嬪ヲ準后トセラルヘシ、猶此事ハ下ニ詳ニス、

右ノ如キ格ニナルトキハ、庶子ヲ正后ノ御養子トナサル、ニ及ハス、モシ嬪ヲ置レスシテ名義不正ノ御子ヲ皇后ノ御養子トナサレテ典法ニモトルナリ、故ニ暫ク皇朝上古ヨリノ風ト支那ノ制ニナラヒ嬪ヲ置レ、皇子ヲシテ振々タラシムルヲ穩当トセシノミ、親王ニ妃ノ字ヲ用ルハ、礼禮弓ニ太子嫡室亦曰妃ニヨリタルヤ、皇国ニテモ

東宮ニ妃ノ字ヲ用ヒ、又是ヲ仮テヤ親王ニ用ヒタル例アルニヨル也以上一
條ノ説

実則云、妃嬪夫人等ノ官名ヲ置ル、一諸員ノ論アリト雖モ、今日ノ時躰殊更ニ右ノ官ヲ置ル、ハ穩当ナラサルニ似
タリ、侍御ノ局位階ヲ賜リ何位局ト称ル方可然、位階昇級ニ年限ヲ定ルハシカルヘカラス、

出身二十歳、從五位ヨリ正四位ニ止ル、

皇統ヲ続キ給フ皇子降誕ノ節ハ、御位ニ即キ給フ後從一位宣下シカルヘシ、

敬三云、侍御ノ局ハ位階ノミ賜リ、何位ノ局ト相称シ、非役ノ方可然、妃嬪官御設置ノ儀ハ不可然存候事、庶出
ノ皇子皇太子ニ立サセ玉フ時ハ皇后ノ御養子ト為シ、其実母ニハ從二位ヲ賜リ、御位ニ即カセ玉フ時ハ從一位ヲ賜
リ可然存候事、

謹テ考フルニ、侍御ノ儀ハ旧貫ニ仍ラセラル、モ妨ケナシト雖モ、若シ女官中龍瑞ヲ夢ミ皇胤ヲヤドサセラル、ノ事
アラハ、其職ヲ解キ推シテ妃嬪トセラル、ノ制ヲ設ケラレ然ルヘキ歟、降誕皇子女ノ母タル者ヲ妃嬪トセサセ玉フ
ハ、其皇子女ハ旧制ノ如ク強テ皇后御実子トセサセ玉ハサルモ可ナランカ(皇后御養子トセサセ玉フハ此限ニアラス)、
今右ニ述フル所ニ依リ、親王宣下有無ノ如何ヲ区分スル_一左ノ如シ、

第一 皇后御実子ハ宣下ヲ待タスシテ親王タリ、

第二 妃嬪タル者ノ降誕スル所ノ皇子女モ亦宣下ヲ待タスシテ親王タリ、

第三 妃嬪ニアラサル女官若皇胤懐胎ノ瑞徴アリシヨリ之ヲ妃嬪トセラル、ハ、其降誕ノ皇子女ハ即チ前条同様直チ

ニ親王タリ、

第四 妃嬪ニアラサル女官皇子女ヲ降誕スルモ、其女官ヲ妃嬪トセラレサル片ハ、其皇子女ハ即チ諸王トシテ直チニ

第五

親王ト称スヘカラス、若シ親慮ヲ以テ親王トセラル、片ハ、別段宣下ナカルヘカラス、妃嬪ニアラサル女官ニシテ皇子女ヲ降誕シ、其女官ヲ後日妃嬪トセラル、片ハ、其皇子女ハ同時親王トナラセラル、ニシテ、別ニ宣下アルニ及ハス、

第六

諸宮（即チ伏見宮等親王家ト称スル者ヲ云フ）親王宣下ノ儀ハ其家相統ノ一人ニ限り、皇后御養子或ハ妃嬪養子トシテ親王宣下アルヘシ、他ハ特別ノ親慮アルニアラサレハ総テ諸王ノ儘タルヘシ、但シ右等總令皇后御養子トナルモ、順次ハ御直キ親王（妃嬪出ニモセヨ）ノ下列タルヘキナリ、

親王宣下ノ「」ニ就キ別ニ一説アリ、曰ク

大古ハミコトノミ称セラレテ、皇子女トモ親王又ハ内親王トモ称セラレシ「」ナシ、中古皇子女又ハ親王等ノ文字ヲ以テ齊シクミコト云フ詞ニ当テハメタリ、此節マテハ皇子女ト云フモ親王ト云フモ尊卑ノ別ハアラサリシ、其後御真子ナラサル人ヲ子トセラレ、又ハ其子大統ヲ承カセ玉フ等ノ訳ヲ以テ特ニ親王宣下ノ「」アリ、又御真子ナル皇子女ヲモ更ニ宣下ヲ以テ親王トセラレシ、此場合ニハ親王ト云ヘル称号単ニ皇子女ト云フヨリハ尊キ者トナレリ、近世ニ至リ親王家ナル者定マリ、其家ニ生レタル子弟ハ親王トセララル、ノ例トナレリ、右ノ如キ形状ニ付テ考フルニ、親王家ニ生レタル子弟ハ親王宣下ナケレバミコトノ列ニ非ス、御直キノ皇子女ハ親王宣下アラサルモミコタルニ相違ナシ、然レハ皇子女ハ特命ナクトモ親王ニシテ、親王家ノ親王ハ皇子女トナルヘカラス、是親王ト云フ称号却テ皇子女ト云フヨリモ輕キ意味トナレリ、字義ニ就テ議スルモ王ノ字ヨリモ皇ノ字ノ方尊キ者トシテ用キ来レリ、故ニ今後ハ太古ノ制ノ如ク皇子女ハ皇子女ノ儘ニテ差置カレ、而シテ疎遠ナル皇族即チ親王家ノ子弟ニ限り親王宣下アル方親疎尊卑ノ別モ瞭然ナルヘシ、

右ノ如キ説モアレト、今般ハ親王宣下有無ノ御下議ニシテ、親王ト皇子女トノ區別ノ御下議ニ非ス、故ニ右ハ唯御參考ノ為メノミニ書添ヘ置候也、

○芳樹云、妃嬪ニアラサル女官ノ懐胎ハ、モト不正ニ出ルガ故ニ降誕アリテモ直チニ親王トハナシ難キ所アリテ、後日ヲ待チ、ソノ母ヲ妃嬪トシ玉フキハ、モトヨリ宣下アルベキナリ、然ルニ其皇子女ハ、同時ニ親王トナラセラルレト、別ニ宣下アルニ及バザルキハ、コレ皇子女ノ尊卑母ニ從テ定マルガ如シ、カ、ルキハ、古來和漢トモニ喋々云所ノ子ハ母ヲ以テ尊シトイフ邪義ニ墜テ、甚世道ニ障礙ヲナスニ至ラン、モトヨリ妃嬪ニアラザル女官ノ懐胎ハ、アルマジキヲニテ、扱ナキニ出ルヲナレバ、皇子女モ、其母ノ妃嬪ニナレル後ヲマチ、親王宣下アリテ、皇子女ノ尊卑、母ニヨラザルヲ明ラカニシ玉フベキナリ、

又云、皇子ト云モ、皇女ト云モ、親王内親王ト云モ、文字ニ差別ナク、皆御子ノ義ニテ、皇子ト親王トヲハミコト唱ヘ、皇女ト内親王トヲバヒメミコト唱フ、此条ニ、親王ノ王ノ字ヨリモ、皇子女ノ皇ノ字ノカタ、尊トキ者トシテ、用キ来レリ、トアルハ、後世御疎親ノ御方ニモ、親王宣下アルヨリ、親王ノ字ヲ輕キヤウニ覺ユル而已ナリ、サレハ皇子女ノ皇字ハ、御父ノ天皇ニ屬シテ、皇子ハ即チキミノコノ義ナリ、親王ノ王字ハ、皇子女ノ子女ニ屬シテ、コレ皇ノ子ニテ、王タル方ナルヲ以テ、皇ニ親シキ王ト云義、ソノ親字ハ、諸王三世四世ナドノ疎親ニクラベテ、加ヘタルモノナリ、皇子ト云、親王ト云ニ、更ニ差別アルヲナシ、故ニ諸王ニワカチテ、殊ニ親シキ王ト云義ヲ以テ、稱セラレタルモノナリ、サレハ親王ハモト主上ノ御子ニ限ル名目ナレト、孫王ヲ以テ親王トナサレシ例モマ、アリ、固ヨリ御子ト云フ稱ハ、上古ニ於テハ、御子孫ノ末、何十代ニテモカケテイフ言ナレバ、文字ヲ離レテ、同ヲトル所ハ、際ノミナラズ、曾孫モ玄孫モ、ソレヨリ後々モ、イハルベシ、コレニ依テオモヘハ、今ノ親王

家ニ、親王ノ字アル、親字イカマナルヤウナレド、御子ノ家ヲ親ミ玉フ称トミル片ハ、難ナシ、ソノ尊卑ヲ論スルニ至テハ一世二世ノ親王ト、同等ナラザルコト勿論ナリ、

○善臣云、親王ノ字面モト漢風ヲ擬シテ令制ヲ定玉ヘルニ始ル、コレ宣下ノ依テ起ル所以ニアラサルヲ得ンヤ、

又云、皇胤懐胎ノ徴アリテ後コレヲ妃嬪トセラレンヨリ、初ヨリ妃夫人ト補セラレテ懐胎アランコトヲ希望ス、尤向後立法ノ後ニ就テノコナリ、敢テ前日ヲ議スルニアラズ、

○毅云、第五節云々、別ニ宣下アルコト体ヲ得、第六節云々、子ニアラサルノ子ヲ養子トスルハ総テ父ノ意ニ因ルベシ、母ノ意ニ因ルベカラズ、此条同スルコト能ハズ、

朱書云々末項、此説ヲ建白シテハ如何、

○一敏云、第四節云々、是ハアルマジキコトナリ、万一如斯事アラハ光仁帝ノ庶子広根諸衛、桓武帝ノ庶子良峯安世長岡岡成ノ例ニナラヒ、且降誕ノ時速ニ姓ヲ賜フベシ、一旦姓ヲ賜ヒテモ又親王ニナサレスシテ不叶事アラハ親王ニセラルベシ、是モ先蹤多シ、

又云、第六節云々、先例モ御相統一人ノミナリ、其余ハ寺へ入ラセラレ其寺格ノ為ニ養子親王トナサル、ハ多シ、品ヲ以テ分タルヘシ、別ニ順次アルコトナクテヨロシ、

朱書末項云々、親王家ノコトモ別冊ニ録セリ、是ニ付テハ別ニ細論アルヘキコトナリ、

一敏云、大宝令、皇兄弟皇子皆為親王、以下並為諸王トアレハ、皇兄弟皇子ハ親王トセラレ、以前ハ某王某女王ト称セラレタル也、其時故ラニ親王宣下アリシヤ無カリシヤ果シテハ知ラサレハ、其後間モナク光仁帝ノ御代ニ立親王ノコト見ユレハ、立親王宣下モ大宝令ニ原ツキタルナラン、

但皇孫船、池田ノ二王ヲ親王ニセラレタルハ御父舍人親王ニ上号アリシ時ニシテ、皇子ニ准セラレタル也、
其後光仁ノ御代ニ桓武天皇ノ立太子以前宝龜六年ニ立親王ノ事見ヘタリ、御兄弟ニモ降誕後更ニ立親王有テ伝ハラ
サルカ今詳ナラス、

桓武平城二帝ノ御子ニ親王内親王タルハ数多ナレド、別ケテ年月日為親王ト云フ一見ヘス、其事有テ伝ハラヌ歟無
カリシヤ今詳カナラス、

其後文徳天皇ノ御子惟恒親王立親王ノ事見ヘ、礼子内親王ニモ見ヘタリ、

其余ノ皇子女、別ケテ親王内親王タル事伝ハラヌシテ親王内親王ト称シタルハ多シ、

清和天皇ニ至リテハ、御子貞固王貞元王貞保王貞尹王貞純王貞観十五年四月廿一日ニ一同ニ親王トナリ玉ヘリ、以
下多クハ親王内親王宣下モ月日見ヘタリ、但シ其中ニ年月日ノ伝ハラヌモ有ナリ、

此頃ヨリハ必親王宣下アリテ、タマニ親王ト称セサルハ以仁王忠成王ノ類ナリ以上一
條ノ説

○参照、繼嗣令ニ曰ク、凡皇兄弟皇子、皆為親王ト女帝ノ子亦同シ謂ハクハ嫁テ四世以上ニ所ト生、何者案ニ 以外ハ並為ニ
下条ニ為ニ五世王不得娶親王故也

諸王、自親王ニ五世、雖得王名、不レ在ニ皇親之限、凡王娶親王、臣娶ニ五世王者、唯五世王、不レ得娶ニ
親王、

○一敏云、親王宣下及ヒ宮ノ事、親王宣下ノ起源ハ近藤芳樹ノ考ノ如ク思ハルレハ又贅言セス、但湯原榎井ニ親王ニ
ハ始ラス、夫ヨリ前天平宝字二年淳仁天皇御即位ニテ、其明年御父舍人親王ニ崇道尽敬皇帝ノ号ヲ奉ラレ、御兄船
王池田王ヲ親王ト為サレタリ、是ヲ始トスヘシ、是ニツ、キテ湯原榎井ノ二親王也、又養子猶子トシテ親王ト為玉
フ始ヲ按ルニ、清仁昭登ノ二親王ハ花山院天皇落飾後ノ御子ナレハ、陽ニハ御子ト称セラレ難キヲ以テ、御祖父冷

泉院上皇ノ御子トシテ親王トナサレタル也。是長保六年ニシテ、一条院天皇ノ御代也。一又小一条院ハ太子ニ立玉ヒ宝祚ヲ継玉フヘキニ云々ノ故有テ、太子ヲ辞シ玉ヘハ院号ヲモ進メラレ、其接待ハ太上天皇ト同シクシ玉フ程ナレハ、其御子ヲ諸王ニテマサシメ玉ハンハ如何ニヤト、男女七柱ヲ三条院崩後トイヘハ其御子ニ準シテ親王内親王トナサレタリ、此時ハ後一条院天皇ノ御代トイヘハ、御ツ、キノ遠ケレハ清仁昭登親王ノ例ニ同シク御祖父ニアタリ玉フ三条院天皇ノ御子ニ準セラレタルナルヘシ。崩後ニ某天皇ノ御子トナサル、例近世ニアラハ、時ノ天皇ノ如クマシマセハナリ。 倭後嵯峨院天皇ノ御孫惟康親王ト後深草院天皇ノ御孫守邦親王ハ、其御父宗尊親王ト久明親王トモニ皆鎌倉ニテ將軍職タリシヲ襲玉ヘハ、諸王ニテハ人心ヲ庄服スルニ足ラストテニヤアリケン、皇孫ヲ親王ニオサレタリ、是必其時ノ天皇ノ御猶子トハナシ玉ヒツランニ、其伝ハ失タリキ、是一時ノ權宜ニヨリテ血系遠キ皇族ヲ皇子ニナサレタル也、倭其後ニハ順徳院天皇ノ御子忠成王其御子彦仁王其御子僧承鎮ハ梶井ニ住セシヲ、正和六年正月御宇多院天皇ノ猶子親王トナサレ、ツ、キテ其兄忠房ハ父彦仁ニ賜ヒタル源姓ヲ承テアリニシ、コレモ亦文保三年二月猶子親王トナサレタリ。其節ニヤ姪ニヤ守子内親王ト云ヘルアリ、コレ又後宇多院天皇ノ御猶子ナルヘキニ隨書ニ見ヘサルハ瀧ヒタルナルベシ。 御血系モイト遠ク、又時ノ天皇ニモアラサレハ、イカナル故ニテ猶子トハナサレタルニヤ不詳、ツ、キテ元徳二年ニハ後深草院天皇ノ御孫久良親王ヲ花園院天皇ノ猶子親王トナサル、是ニ至テ名実ノ淆シ、養子猶子トサヘイヘハ世系遠クトモ親王トナサレタル始トナリタリ、

宮トハ下々ニテ家ト云フニ同シク御屋ノ儀ニシテ、皇族ノマシマス所ヲ云ナリ、倭其御名ヲ直チニ称スルヲ憚リ、宮ノ所在ノ地名ヲ冠ラセ某宮ト称シ、御代ハ替リテモツ、キテ其宮ニマスハ同シク某宮ト称シ、又御坐所替リテモ其後ヲ襲玉ヘハ同シ宮ノ称ヲ負ハセテ申セシモアルヘシ、順徳帝ノ皇子四条宮土御門帝ノ皇子五条宮ノ如キ是ナリ、龜山院天皇ノ御子恒明親王ヲ常盤井宮ト称シ、其御子全仁親王ヨリ代々天皇ノ猶子親王トナリテ宮ヲ襲キ、全

仁親王ノ玄孫恒直親王ハ後柏原院天皇ノ猶子トナリ宮ヲ襲玉ヒテ後、其御子孫諸書ニイマタ見当ラス、蓋御子ノナクシテ自カラ常盤井宮ノ号ノ絶タルナラン、又後二条院天皇ノ皇子邦良親王其御子康仁親王ハ光嚴院天皇ノ太子ニ立玉ヒ、ヤカテ廢セラレテ木寺宮ニ住玉ヒ、其御子孫諸王ニテ木寺宮ト称シ、曾孫邦康王ハ後崇光院ノ猶子親王トナリ、其御子師熙王後花園院天皇ノ猶子親王トナリ、後落飾シテ靜寛親王ト称シ、仁和寺ニ住玉フテヨリ後木寺宮ノ称ナシ、儲崇光院天皇ノ御子榮仁親王ハ伏見宮ノ祖トナリ玉ヒテヨリ此宮ツ、キテ世襲シ玉ヒ、代々猶子親王トナリテ今日ニ至レリ、其後八条宮今ノ桂宮今ノ有高松宮今ノ有閑院宮ヲ立ラレテ猶子親王ニテ世襲ノサマトナレリ、抑親王諸王ニ姓ヲ賜ラサレハ、某宮ト称セラレテモ皇室中ノ分室ニシテ、別ニ一家ナシタルニアラサレハ、御子有テツ、キテ某宮ト称セラレテモ御子ナケレハ某宮ノ号ハスタルマテニテ、下々ニテ分家トテ別ニ一家ヲナシ、其家モ故ナケレハ断絶サセス、家督ヲ重シ養子ヲシテモ某家ヲ相統セシムトハ体裁大ニ異ナレルニヤ、八条宮高松宮ノ如キモ御血系替ル毎ニ家号ヲモ改ラレタルヲアリ、然ルニ八条宮智忠親王御子ナケレハ、後水尾院天皇第九御子穩仁親王ヲ養子トシテ其宮ヲ継カシメラレタルヲ親王家ノ養子ノ始トスナリ、親王家ヲ世襲セシメラル、モ、皇子多クハ落飾シ玉ヒ振々トマサ、レハ止事ナキヲニシテ、コレモ又時勢ニ随ヒタル変態ナリ、

附云、中世伝道ヲ重クセラレ、仁和寺ノ如キハ宇多朱雀ノ二天皇スラ御讓位ノ後ハ住玉ヒ、重ク接待セラル、寺院ニハ親王ヲ住セシメラレタリシヨリ、親王ノマサ、ル時ハ、皇族中ノ諸王ヲ猶子親王トシテ其寺ニ住マシメラレタリ、是モ龜山院天皇御代コロヨリ後ノヲナリ、然レハ何寺宮ト称シテ俗家ノ如ク相統セシメラル、ヲトナリシハ、僧侶ノ其寺ノ權勢ヲ限スマントスルヨリ出テ、鎌倉將軍職ヲ猶子親王ニテツカシメラレタルト相似タル心ナリケン、

右ニ述ル如クナレハ、福羽近藤両氏ノ建議ノ如ク、親王内親王ハ宣下ヲ待スシテ称セラルヘキコトハ申モ更ナリ、養子トシ玉フトモ養子トナサル、儀ヲ行ハレタラハ、是モ亦宣下ヲ待スシテ親王ト称スヘシ、二世王以下生ナカラ某王ト称シ、諸王ノ養子トナレハ直チニ某王ト称スルモ同シ、親王ハ品位ノ如キモノニハアラサルナリ、親王宣下ハ全ク廢セラレテ障礙ナキナリ、皇兄弟ニ付テハ別ニ論アリ、○大宝令ニ皇兄弟皇子皆為親王トアル皇子ハ、前ニモイヘルカ天ク降誕ノマ、親王ト称セラルヘシト云ヘト、其兄弟トハ先帝ノ御子ニテ繼玉フトキハ言ヲ待サル父ナリ、淳仁天皇光仁天皇ノ如キニ至リテ用ユヘキ事ナリ、然ルニ近世ノ例ノ如ク先帝ノ養子トナリ玉ハ、父母ノミ尊崇セラレ、兄弟以下ノ傍親ニハ及サレサル制ニ定メラレタシ、サレハ令ニノセタル皇兄弟ノ三字ハ刪ラレテ可ナラン、

御一新ノ後モ令ノマ、ナル御布告アリシナリ以上一
敏ノ説

○実則云、親王宣下ノ儀真実ノ皇子女ハ嫡出庶出ヲ論セス、七日命名ノ日ヨリ何親王何内親王ト称シ宣下ニ不及候事、

○博房云、天皇ノ御子ハ本ヨリ親王ニ相違ナキコトナル故、宣下ニハ及ハサルコトナリ、母ハ何人ニテモ論ナシ、

天皇ノ御子ニ非サル人ヲ御養子ニセラル、コトアラハ、其時親王宣下アルモ可ナリ、

○敬三云、親王宣下ノ儀ハ嫡出庶出共御子ニ於テ素ヨリ親疎ノ分別無之ニ付、命名ノ日ヨリ何親王何内親王ト被称候方可然存候事、○諸親王ノ子弟ニシテ若シ皇太子立セ玉フキハ皇后ノ御養子ト為シ、其節親王宣下相成候方可然存候事、

○

旧来庶出皇子女ヲ以テ皇后宮御実子或ハ御養子トセサセ玉ヒ、若クハ親王家ノ子弟ヲ親王宣下アルニ当リテ皇后御養子ノコトアリ、是宮禁慣法ノ然ラシムル所ナリト雖モ、亦以テ区分改正ナルヘカラス、是則チ外各国ニ対シテ不都合

ナク、内諸法編纂ノ障害ナカラント思量スル所ノ數項ヲ左ニ陳スル所以ナリ、

皇后御実子即チ嫡出ノ皇子女ハ國家ニ於テ天然特別ノ權ヲ有セラル、者トス、

然ルニ嫡出皇女ノミアリテ皇子アラサル時、妃出ノ皇子アルニ於テハ、大統嗣承ノ為メ特別ノ詔ヲ以テ妃出ノ長皇子ノミ嫡出皇女ノ上位タルベシ、

然ルニ右妃出ノ皇子若シ大統嗣承ノ為メ立太子宣下アル時ハ、必ス皇后御養子ト為スベシ、

但シ右ハ皇后聖算四旬或ハ五旬以上ニ至ラセラレ御受胎コレ無キ場合ニ限ルベシ、

妃并妃ニアラサル女官出ノ皇子女、并ニ親王家ノ子弟ヲ皇后御実子トセラル、事ハ、自今廃セラレ可然哉、

妃并妃ニアラサル女官出ノ皇子女、并ニ親王家ノ子弟ヲ皇后御実子ト定メラル、ハ叡慮ニ任セラルベシ、但シ妃ニアラサル女官出ノ皇子女ヲ皇后御養子トセラル、ニハ、一旦其母ヲ妃トセラレシ後タルヘシ、若其母在サル、時ハ格別ナリトス、

皇后御実子ト皇后御養子トハ、長幼ノ序ニ拘ハラズ実養ノ別ニ因リテ順次ヲ定ムベシ、

○芳樹云、第十七条ヨリ第十二条ニ至ル六条、ミナ其說間然スベキ所ナシ、其ウチ、御妾ヲ以テ、妃ノ一名ニナサム

トスルガ如キハ、大ニ復古ノ障礙トナリテ、王臣混雜ノ端ヲ開カントス、豈慎マサルベケンヤ、依之今勸ルニ、皇

后ノ外、御妾ヲ置セラレ、振々乎トシテ、皇胤ノ繁栄アラセラレムヲ望ム者、天下ノ蒼生、誰カ然ラサラム、然レ

バ早く令条ニ抛リ、妃夫人嬪ノ三員ヲ予備アラセラレ、親王家ヨリ入内アリタルヲバ、コレヲ妃トシテ即日四品ノ

宣下アリ、大臣家ヨリ入内アリタルヲバ、コレヲ夫人トシテ、即日三位ノ宣下アリ、其外華族ノ諸家ヨリ入内アリ

タルヲバ、コレヲ嬪トシテ、即日五位ノ宣下アリテ、妃夫人嬪トモニ、其召名ノ時ハ、皆ミメト唱フベシ、コレミ。

メハ御妻ニテ、キサキニ次クグ称ナリ、中古ニ至テ、妃夫人嬪ノ名、イツトナク廃レ、皇后ノ外ニ女御ノ称ト更衣ノ称トノ二ツニナリテ、親王ノ女、大臣ノ女ノ別ナク、共ニ女御ト云ニナレルハ、恐ラクハ藤氏権柄ヲ執リシヨリ、我女ヲ夫人トスルトキハ、妃ヨリ一等降ルヲ嫌ヒ、妃夫人ノ名ヲ退メテ、共ニ女御トシタルモノナラン歟、ソノ故ニ親王家ノ女御モ、大臣家ノ女御モ、ミナ同等ナリシガ中ニ皇后ニ立玉フハ、多クハ藤氏ニテ、弘徽殿ヲ局トシタマヘル女御アリ、然ルニ一条天皇ノ御代ニ中関白道隆ノ女定子、弘徽殿ニマシテ、女御ヨリ陞リテ皇后ニ立玉ヘルニ、マタ御堂関白道長ノ女彰子、飛香舎ニマシテ、女御ヨリ陞リテ中宮トナリ玉ヘリ、コレ皇后中宮ノ二后ヲ置レシ始ニテ、後宮ノ乱階ナリ、今皇后ノ御殿ヲ飛香舎トイフハコレニ依テナレハ眞觀即チ皇后ノ御妻、常寧殿即チ皇后ノ御妻ナリ、然ルニ、中古ヨリ、コレヲノ名義分明ナラスナリテ、常寧殿女御ナド称スル御妻ノ出来タルイミシキ歟ナリ、然レハ妃夫人ニモセヨ、女御ニモセヨ、共ニ皇后ニ居玉フヘキ方ニナレハ、其内ヨリ、貞静純一御方ヲ選ハセラルレ、皇后ニタチ玉ヒテ、御受胎アラセラレタルハ、其御子御男子ナレハ、論ヲマタズ儲君ナリ、若マタ妃夫人ニモセヨ、女御ニモセヨ、イマダ立后アラセラレヌ裡ニ、御懷妊トナラセラレタルガ、皇子御誕生ナレハ、直チニ立后アラセラレテ、其皇子スグニ儲君ナリ、若又皇后ニ御子ナクテ妃夫人ニテモ、女御ニテモ、皇子御誕生ナレハ、既ニ皇后オハシマスユエ、立后ノ御沙汰ニハ及バセラレサルヲ勿論ニテ、其御子皇子ナレハ、スグニ皇后ノ御実子トカ、御養子トカニ遊ハサレ、可然御事歟、但芳樹田舎ノ頑夫、少々古書ヲ讀ミタレハ、実ハ当今禁中ノ御制度ニ疎シ、然レハ、窃カニ勘ルニ、実ハ虚ノ対ナレハ、分婉シ玉ヘルカタヲ以テ虚トシテ、受胎ヲモシ玉ハサル方ヲ実トイハン事、イカニモ快カラス、サヤウノ名目ヲ称センヨリモ、タ、御養子ノ一名ノミニテ然ルベキ歟トモ、思ヒ奉レハ、コハタ、試ニ申上ルノミ、誠ニ越俎ノ恐レナキニシモアラス、サテ上件ニ縷々考ヘ述シ如ク、上古ノ妃夫人嬪ヲ再興アラセラル、歟、マタハ中古ノ女御更衣ニテモ置セラレテ、別ニ女官ヲ夜御殿ニハ待セシメ玉フマシキ御

事歟、定リタル御妾ノ外ニ、夜御殿ニ待スル先例ハ中古女御更衣モ其員多クテ、加ヘ難キ時、ナホ入内セサセマホシク思シメス女ノアルヲ、尚侍ニ任シ、官女トシテ召シ、一多シ、然レハ甚シキ陋習ナレバ、妃夫人嬪カ、女御更衣カノ、御妾ノ員備リタランニハ、女官出ノ皇子女ト云者ハ、アルベキニアラズ、若マタ稀ニ、女官ノ内、御寵愛ヲ蒙レル者アラシヲハ、其官ヲ解テ、妃夫人嬪カ、女御更衣歟ニナサルベク、カ、ル時ハ、皇子女ノ母トシテ、少シモ障礙アル_一ナカラム、鄙夫ノ邇言、御採用ニ足ルヘカラズトイヘハ、聊カ愚見ヲ述ルニナン、

○一敏云、皇子女命名ノ事、皇子女ニ御名ヲ命セラル、_一上古ハ詳ナラス、但傍ヨリ称ヘタルサマモ多シ、其外サマサマニ思ハル、中古ニ至リテハ三五年ノ後ニ至テ御名ヲ命セラル、然ルマテハ何ト称セシヤ不詳、中古ヨリ先帝ノ御代ニ至ルマテ、御名ハ親王トナサル、時ニ至テ命セラル、中古ニ賜姓ノ皇子ハ賜姓ノ時其名ヲ命セラレタル如シ、中古イツノ頃ヨリヤ一宮二宮女一宮女二宮ナト排行ヲ以テスルハ皆下々ヨリ私ニ称セシナラン、後陽成院天皇ヨリコノ方御幼稚ノ時某宮ト称セラル、ハ住セ玉フ宮ノ称ニシテ、御身ニ負セ玉フ儀ニアラサルヨリ起リテ、遂ニ御身ニ負玉フ如ク思ヒナスニ至レリ、降誕七日ニシテ御名ヲ命セラレタルハ薰子女王ヲ以テ始トス、按ニ即日ニ天シ玉ヘ_ハ御諡号アリ、コレ誰何ヲ分チ玉フ為ナリ、サレハ西洋人ノ如ク其子ノ育スヘキヲ見定メテ名ヲ命スルニ及ハス、降誕ナレハ速ニ御名ヲ命セラレテ何ノ憚カ有ラン、サレハ命名ノ儀式ニモ及ハス従来命名ノ式ハアルマシ、降誕ヲ奏スルハ御名ヲ命セラレ、其由ヲ以テ偏ク布告セラルヘシ、借某宮トノ称ハ廃セラレテ可ナラン、是モ右ニ云ヘル如ク近世ノフリノミナレハナリ、但下々ヨリ御名ヲサシ云ヲ憚リテハ、其御住居ノ宮ノ所在ノ地名ヲ以テ假令ハ霞関宮トモ霞関親王トモ或ハ一宮トモ私ニ称ヘ奉ルハ苦シカルマシ、何宮ト称ヘ奉レハ布告セラル、ニ及ハヌ_一ナリ、

○
 外国ノ法多クハ帝家ト国家トヲ区分ス、故ニ国憲ニ対シテ親族ト称スルヲ得ル者（即チ皇族）ト、皇帝一身上ニ対シ
 民事上ノ親族タル者トノ別アリ、是其所有財産ニ於テモ、皇帝タル者其帝位ニ就テノ所有物アリ、帝位ニ関セス皇帝
 一身上ノ所有物アリ、即チ国憲ニ対シテ親族ト称スル者ハ、帝位及ヒ帝位ニ付テノ国有財産ヲ嗣承スルヲ得ルノ權ア
 ル者ナリ、民事上ノ親族ハ皇帝一身上ノ所有財産ヲ相続スルヲ得ルノ權アル者ナリ、

臣列中ヨリ皇后トナラセラル、時ハ、皇親中ニ列セラル、ハ其皇后一身ノミニ止マルヘキハ論ヲ俟タス、故ニ他ハ姻
 屬ノ故ヲ以テ皇親中ニ列スヘキニハアラサルナリ、

外族即チ父祖ノ配偶者ノ親族ノ如キハ、之ヲ外国法ニ徴スルニ元來本宗外族各本系ノ尊屬アリト雖モ、既ニ前項述ル
 所ノ如クナル時ハ又外族ト雖モ其皇統ノ配偶者ノ外ハ皇親列中ニ加フヘキニアラス、

○一敏云、皇親ノ事、皇親外戚ハ祖父母ニ止ルヘシ、古モ外戚ノ贈官位ハ外祖父母ニ止ルニ基キ傍親ニハ及ハサルヘ
 シ、然レハ皇后ハ父母ノミタツネテ祖父母ヲ問ニ及ハス、又養子ノ実方ハ凡テ皇親ニ接セス、只養父子ノ問ニノミ
 其義ヲ結ヘレテ止ンノミ、

右姻族外族ハ皇親列中ニ加フヘカラスト雖モ、猶民事上親族ハ称スヘキノ者ナリ、然ルニ特リ養子ナル者ニ至ツテハ
 其養親子間ニ止ルヘキ者ニシテ、決シテ他ニ連続關係スヘキ者ニアラサルヲ以テ、親王家ノ親王即チ先代ノ御養子ハ
 当代皇親并ニ民事上ノ親族中ニモ列スヘキ理アル者ニアラス、但シ右ハ大統嗣承ノ為メ御養子トセラル、分ハ本系皇
 親内ニ列スヘキハ勿論ナリトス、

現時養子ノ制猶未タ確定セス、故ニ先ツ古來ノ慣法ト旧政府ノ制度トヲ酌量シテ追々御達ノ旨モ有之ト雖モ、其為メ相統上ノ不都合相生シ亦收拾スヘカラサルノ勢アルニ至ラントス、是慣習旧制ノ養子方法既ニ改正セサルヘカラサルノ時ナレハ、先ツ帝家親級ノ制度ニ於テ右區別着手有之可然、然ル時ハ自然世襲親王家ヲモ（御直キ宮ノ外）皇親外ノ王族トセサセラル、ノ御旨意ニ適シ、各国ニ対セラレテモ不都合ナキノ良制ナランカ、

○參照、法曹至要抄、養子可レ著ニ本生、傍親ノ服返^レ不可^レ有^レ著ニト、所レ養^ル、傍親ノ服返^ル事

喪葬令云、服忌者養父母五月、即養父母為^レ養子ノ一月養子、妻妾於^レ夫之養父母^ニ亦三月、案^{スル}之ヲ為^ル所レ養^ル、可^レ著^ク服^マ者、養父母養子并ニ養子

之妻妾等也、所レ養^ル之方此外、養子ノ親著^ル服^マ之由全^ク無^ク所^レ見^ル然^レ則^レ可^レ有^レ著^ル本生傍親之服返^ル不可^レ有^レ著^ル著^ル所^レ養^ル、傍親之服返^ル矣

養祖父母無^ク服返^ル事、儀制令、五等親条、朱書云、養祖父母不^レ入^ニ等親、案^{スル}之ヲ令^ム入^ニ等親之中、雖^レ有^リ無^ク服返^ル之法、不^レ入^ニ等親之族未^レ見^ル可^レ著^ク服^マ之文、然^レ則^レ養祖父母ハ已^ニ非^ニ等親、何^ゾ令^ム著^ク服^マ矣

仮服令云、四等親外祖父母服紀三月、四等親舅姨服紀一月、五等親舅子姨子無服、

○一敏云、皇太后ト尊稱セラル、一、日本紀綏靖天皇元年尊皇后曰皇太后ト見エテヨリ、歴代ノ天皇御即位シテ御母ヲ尊稱セラル、例トシテ舎人親王ノ記サレタレト、上古ニ皇太后ノ文字ハ有ヘクモナク又其訓モ施シ難シ、是モ亦後世ノ稱ヲ前世ニ及ホサレタル也、正シク皇太后ト稱セラレシハ欽明敏達二天皇ノ頃ヨリニヤ有ケン、○嵯峨帝ノ皇后橘嘉智子ヲ淳和帝即位ニテ皇太后ト稱セラル、是御母ナラサレテ前朝ノ皇后タレハナリ、此後此例モ多シ、○仁明帝女御藤原順子ハ所生文徳帝即位皇大夫人トセラレ、尋テ皇太后ト尊稱セラル、又同帝女御藤原沢子蚤ク卒スレ

ハ、所生光孝帝即位ノ後皇太后ト追尊セラル、又光仁帝夫人高野新笠ハ所生桓武帝即位皇太夫人ト尊ヒ、薨後皇太后ヲ贈ラレタリ、贈皇太后ハ是ヨリサキ光仁帝ノ御母紀椽姫ヲ始トスル也、カ、ルサマニテ中古ヨリ後モ正后所生ノ皇子即位シテ御母ヲ皇太后ト尊称セラル、ハ申モ更ナリ、庶出ト雖ヒ、即位ニテハ其生母ヲ尊トミ尊称シ玉ヒ或ハ追尊セラル、例多シ、○後冷泉帝ノ崩前ニハ皇太后后中宮ト並ヘ置レタルハ名実ノ錯乱ナリ、後醍醐帝ノ中宮ヲ御在位ノ日皇太后ニナサレタル故不詳、後又近世ニ皇太子ニ立玉ヒテ父天皇在位ノ日其皇后ヲ皇太后ニナサレタルモアリ、カ、ル類ハ皆異例ナレハ爰ニ略ス、○謹按スルニ、前朝ノ例斯ノ如シトイヘヒ、御子ヨリ御母ヲ先帝ノ后ト称セラレ、或ハ贈称セラル、ハ穩当ト云カタカルヘシ、近例ニヨレハ、モシ先帝ノ御子ナリトモ新帝ハ必先帝ノ養子トナリ玉ハ、乃御養母ナリ、サレハ皇太后ト称セラル、ニ難ナシ、又嬪ノ所生ニテ即位シ玉フトモ御父ノ正后ヲ皇太后ト称セラル、ハ淳和朝ノ例ニ倣ヒテ難ナカルヘシ、然レハ皇太后ト尊称シ奉ルハ某月某日尊称ヲ奉ルト云ヲ待ス、新帝即位シ玉ハ、先朝ノ正后ヲ皇太后ト称ヘ奉ルハ、皇子女降誕直チニ親王内親王ト称セラル、ト同例ナルヘシ、○太皇太后ハ皇祖母ヲ尊称セラル、辞ニシテ、孝謙帝ノ御代ニ御祖母ナル藤原宮子媛ヲ称セラレシニ始ルトイヘヒ、既ニ皇太后ト称セラル、方ノマシマス時又皇太后ト称スヘキ方ノアレハ、皇祖母ナラヌモ先ノ皇太后ヲ太皇太后ト称ヘラレタル例間々アリ一々枚サレセスサレハコレモ又前朝ノ正后ヲ称ヘ奉ルノ通称トスヘシ、○院号始リシヨリ太皇太后ノ称ハ自ラ廃レタルカ如クニテ、近衛朝ノ後見ル所ナケレ共、院号ヲ廃セラレナハ太皇太后ノ尊称アルトキナキヲ期シ難キナリ、

准后ノ事、准后ハ其初藤原良房ニ宣下アリテヨリ外戚ノ親勲勞ノ臣ニ賜ハリ、後宮ニテハ後朱雀帝ノ女御藤原生子ニ後冷泉ノ朝宣下アリテヨリ歴世数多アリ、又後ニハ法親王及ヒ碩徳ノ緇徒ニモ賜ハレリ、皆年官年爵ヲ三宮ニ準

セラル、ニテ、品位トハ別ナリ、○謹考ルニ、歴代御母ヲ皇太后ト崇メ玉フコ前ニ云カ如シ、中世准后院号ノ始リテヨリ、庶出ノ皇子御位ニ即玉ヘハ御母ヲ准后トシ門院ノ上号アリ門院ハ皇后ニモ奉ラルル只後伏見帝ノ御実母藤原経子ハ准后ノミニシテ門院ノ上号ナシ、是後伏見帝ハ伏見帝ノ中宮藤原璋子ノ養子トナリ玉ヘル故ナランカ、但後二条帝モ後宇多帝ノ皇后始子内親王ノ養子トナリ玉ヘハ、御実母源基子ニモ門院上号アリ、又光厳光明二帝ノ御母藤原寧子ハ准后ノコ見ヘスシテ門院ノ上号アリ、後柏原帝ノ後ハ又古ノ如ク皇太后ト崇メ玉フモ有トイヘハ、先帝ノ正后ナラサルヲ御子ヨリトテ皇后皇太后ト崇メ玉フハ実理ニ愜ハサレハ、爾来是ヲ改メ嬪ノ所生ノ皇子位ニ即玉ハ、御母ナル嬪ヲ准宮トナサレタシ、但シ外戚ノ親勲勞ノ臣經素ノ徒ハ申更ナリ、後宮ニテモ天皇御生母ノ外ニ賜ハルコト止メラルヘシ、是御母ヲ臣遇シ玉ハサルヲ以テ三宮ニ准セラル、ニテ、其名ニモ愜フヘシ、位ハモトノ位ノマ、ナレハ其実臣列ナリト雖モ、直チニ臣遇シ玉ハサル大御心ヲ表スルノ目トスヘシ、然レハ從來ノ准后ト名ハ同シケレハ御身ノ接待ノ方ニ重クカ、リ、三宮親王准后ト叙セラルヘシ、○門院ノ号ハ総テ廃セラレシト奉存ナリ、○今ノ二位殿ハ、今上タトヒ皇太后御子トナラセ玉フトモ天倫ノ御母子ナレハ、准后ト崇メ玉ヒテ穩当ナランカ以上一説一敏云、前日ノ御書付ニ朝彦宮ト云コノアリキ、宮トハ諸王以上ノ御住所ヲコソイヘ御実名ノ下ニ填ムヘキ字ニ非ス、先年朝彦王ハ宮ト可称トノ御事ハ削籍ナリシヲ王籍ニ復セラルレハ、御居所ヲ宮ト可称トノ謂ナルヘキヨシヲ以、式部寮ヘ書付ニシテ尋置タル中ニ再ヒ親王トアリ、久邇宮ト家ヲモ玉ハレハ尋ルニ及ハス事トハナリシカ、近キ頃勅裁ノ戸籍表ヲ見ルニ閑院宮易王トアリ、コハ前ニ云朝彦王トアルヘキヲ宮トイヒシトアチラコチラニテ、易宮トコソアルヘケレ、如何トナレハ此王子伏見ニテイマタ御名ヲ命シ玉ハスシテノ宮号ナリ、御名ニハアラサルナリ、宮号ノ下ニ宮ノ字ニ替テ王ノ字ヲ填メタルハ古来決テナキコトナリ、閑院易宮ト改メラレテ穩当ナルヘシ、

一敏云、養子猶子ハ上古ニハ有ヘクモナキヲナリ、嵯峨帝ノ皇子定ヲ淳和帝ノ御子トセラル、ニ始リ、淳和帝ノ皇孫ニテ恒世親王ノ御子正道王ヲ仁明帝ノ子トシ玉ヒ、又嵯峨帝ノ皇子融ヲモ同シク子トシ玉ヘリ、是皆愛情ニ出テ他ノ故アルニハアラス、後ニ至リテハ前ニモ云如ク親王ニナシ玉ハン為ニ養子猶子トナサレタルソ多カル、儲前帝御子ナクシテ皇親ノ中ヨリ大統ヲ継玉フトモ、前帝御子ヲ父トシ玉フニハアラス、太子ニ立玉フモ亦然リ、太子トハ只日嗣ノ御位ヲ継玉フヘキ称ニシテ、後世ノ養子ノ如キサマニハアラス、然ルニ後花園帝ハ後小松帝ノ猶子ト成テ位ニ即玉ヒテヨリ、後陽成帝ハ正親町帝ノ養子トナリ、光格帝ハ後桃園帝崩後ナカラモ養子ト成テ後ニ大統ヲ承玉ヘリ、皇統養子ノ始トスルナリ、○上古ハ皇子ナラスシテ大統ヲ承玉フトテモ御父ニ追尊等ノ事ナキハ、簡質ナル世ノフリナルニ、中世ヨリ追贈ノ事始リ、文武天皇御父草壁皇子ヲ岡宮天皇ト追崇ナサレテヨリ、舍人親王施基親王皆追尊サセラレ、守貞親王ニハ御現在ニ太上天皇ト尊号ヲ奉ラル、後花園帝後陽成帝ハ前ニモ云如ク前帝ノ養子ト成玉ヘト、猶御実父ヲ上皇ト崇メ玉ヘリ、只光格帝ニ至リテ御実父典仁親王ニ追尊ノ御内意有ト雖ト、幕府拒ミ奉リシハ故アルコトニテ、其心ハヨロシト云難ケレト、大統ヲ承玉ハサル親王ニ太上天皇タル上号セサルハ万世ノ法規トスヘシ、若シ千世ノ後先皇ノ御子ナラスシテ皇統ヲ承玉フ時アリテ、其御母ハ其御身カラニヨリテハ准后トナサルヘシ、御父ハ親王ナルヘシ、若シ諸王ナラハ是モ亦准后トナサレテ可ナランノミ、

千万世ノ後ニモ先帝ノ御子ナラスシテ大統ヲ承玉フ時ハ、近代ノサマノ如ク必先帝ノ御養子トナシ玉ハンカ、或ハ古サマノマ、ヲ善トセンカ、是コソ至重中ノ無比至重ノ事ナレハ鄙臣列ノ議スヘキニハアラサレト、如斯皇室ノ稱謂ヲ正シクセント議スルヨリシテハ遂ニ思ノ愛ニ及ヒ、其兩端ヲ述ルコト左ノ如シ、

皇統ハ下々ニテ家督ヲ重クシ養子シテ其家ヲ継カスルトハ大ニ異ナリ、假令前天皇御子ナク皇親中ヨリ選ハレテ大

統ヲ承玉ヒ、前天皇トノ御血系ハイカニ遠クトモ正シキ皇胤ニシテ、代々臣遇セラレサル皇親ナレハ、前天皇ノ養子タルノ名ヲ負玉フニ及ハス、某天皇何世孫ニテ大統ヲ承玉フニ何ノ障モ無コトナリ、但前天皇ノ祭儀ヲ行ヒ玉フ等ノコトハ、御父ノ如ク厚クセラレサルヘカラサル也、右ニ云如クナルトキハ、血系遠キ諸王ヲ養子トシテ親王トナサル、カ如キ弊風ハ改ルヲ待タスシテ止ミ、皇室養子ノ名ハ全ク絶テ天倫ノマ、ヲ全フシ玉フト云ヘシ、又或云、人文開ケ法規精シキ今日ト成テハ皇統ヲ継玉ハ、必養父子ノ因ヲ結ハセラル、ヲ善トセン、其故ハ養子ト成玉ハサル時ハ新帝ノ御親戚ヲ云ニ必実系ニノミ就テ云ヘシ、実系ノ高曾祖ヲ拳テ礙ハアルマシケレト、祭儀ハ皇統ノ前代ニ遠近親疎ヲ立テ祭ラルヘシ、サレハ養子ノ名ナキモ現ノ事業上ハ養子ト均シキナラスヤ、然レハ養子ノ名アルノ穩ナルニ如ス、況ヤ先天皇ノ子タラサレハ宝祚ヲ踐玉フヘカラストノ法規トナレハ、皇統愈重クシテ、仮令皇親ト雖トミタリニ繼得ヘカラサルノ義ヲ明スニ足ルヘシ、○右此兩端ハ国憲上ニモ關係スヘシ、熟議ノ聖断ヲ仰クヘキナラスヤ、○因ニ云、皇統ハ養子トセラル、法規ト成ニモセヨ、血系遠キ諸王ヲ養子トシテ親王トセラル、コト止メラレ、養子ハ只皇統ヲ繼カシムル方トノミ定メラレタシ、